美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰

2025年10月24日 関西電力株式会社

美浜発電所3号機(定格熱出力一定運転中)において、本日9時19分から補助建屋よう素除去排気ファン起動試験を行っていました。9時32分にB補助建屋よう素除去排気ファンを起動し、動作確認後の9時37分に同ファンを停止した際、ファン出口の第2ダンパが本来全閉となるべきところ、開度25%で停止したことを運転員が確認したため、9時38分に同試験を中断しました。

このため、同日10時37分に保安規定の運転上の制限*を満足していない状態にあると判断しました。

今後、原因を調査します。

本事象によりプラントの運転状態に異常はなく、環境への放射能の影響はありません。

※運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器(ポンプ等)の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

(2025年10月24日お知らせ済み)

当該ダンパの駆動装置を動作確認した結果、ダンパ駆動軸の動作不良が認められました。このため、当該箇所に潤滑油を塗布し再度動作確認および中断していた起動試験を実施したところ、動作に異常がないことを確認したことから、同日17時40分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以上